

かながわ観光大学推進協議会に係るインターンシップ実施要綱

(要綱の目的)

第1条 この要綱は、かながわ観光大学推進協議会（以下「協議会」という。）が実施する学生実習生受入制度（以下「インターンシップ」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(インターンシップの目的)

第2条 インターンシップは、学生に対し、学生を受け入れる神奈川県内の自治体や観光協会（以下「自治体等」という。）における就業体験の機会を設けることにより、学生の職業意識の向上及び観光行政に対する理解の増進を図ることを目的とする。

(実習対象者)

第3条 インターンシップの対象者は、協議会の構成員である大学に在籍する学生に限る。

(実習生の受入手続)

第4条 インターンシップを希望する学生は、協議会に対して、申込みを行うものとする。

2 協議会は自治体等と協議の上、受入の可否及び実習を行う自治体等を決定し、その旨を学生に通知するものとする。

(実習計画書等)

第5条 インターンシップによる実習を受入れる自治体等の所属（以下「受入所属」という。）は、実習の内容等を定めた実習計画書、実施プログラム等を定めるものとする。

2 受入所属の所属長は、実習の円滑かつ適切な実施を図るため、必要に応じて当該所属の職員の中から実習担当者を指名するものとする。

(報酬等)

第6条 協議会及び受入所属は、インターンシップにより実習を行う学生（以下「実習生」という。）に対して、報酬・賃金その他実習に伴う経済的負担を行わない。ただし、実習に係る経費（業務上の旅費に限る。）については、実習生が協議会への請求を行うものとする。

(募集期間及び実習期間)

第7条 募集期間及び実習期間は、受入所属と協議の上、協議会が定める。

(実習時間)

第8条 実習時間は、受入所属と協議の上、協議会が定める。

(服務)

第9条 実習生は、実習時間中は専ら所定の実習に従事し、実習目的の達成に努めなければならない。

- 2 実習生は、実習時間中、自治体等が遵守すべき法令、条例等を遵守するとともに、受入所属の所属長及び実習担当者の指導、指示等に従わなければならない。
- 3 実習生は、実習により知り得た情報（公開されているものを除く。）を漏らしてはならない。実習終了後においても同様とする。
- 4 実習生は、実習の成果として論文等を外部へ発表等する場合には、事前に自治体の承認を得なければならない。
- 5 実習生は、病気等のため予定されていた実習を受けることができない場合には、あらかじめ協議会事務局にその旨連絡しなければならない。やむを得ない場合は、事後速やかに協議会事務局にその旨連絡しなければならない。

(誓約)

第10条 実習生は、自治体等が定める誓約書を、受入所属に対して提出しなければならない。

(実習の中止)

第11条 協議会及び自治体等は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、実習を中止することができる。

- (1) 実習生が第9条の規定による服務義務に従わない場合その他実習を継続することが困難であるとき。
 - (2) 実習を継続することにより業務に支障が生じ、又はそのおそれがあるとき。
 - (3) 実習の目的を達成することが困難であると認められるとき。
- 2 協議会および自治体等は、前項の規定により、実習を中止する場合は、その旨を構成員である大学に通知するものとする。

(事故責任等)

第12条 実習生は、実習中の事故に備え、傷害保険及び賠償責任保険に加入することとし、実習中の事故に関しては、自らの責任において対応しなければならない。

2 実習生は、故意又は過失をもって第9条第1項から第4項までの規定に反する行為により、自治体等又は第三者に対して損害を与えた場合は、これらに対して責任を負わなければならない。

(実習の証明)

第13条 受入所属の所属長は、構成員である大学の代表者から実習内容等について証明を求められたときはこれを行うものとする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、インターンシップに関し必要な事項は、協議会が定める。

附 則

この要綱は、令和5年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年5月23日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年6月5日から施行する。